

資料

訂正版

令和元年度  
越谷市立病院運営審議会

令和元年(2019年)10月2日(水)

～ 市立病院 西棟3階 第2・3会議室 ～



## 目 次

市立病院運営審議会委員名簿	1
越谷市立病院運営審議会条例	2
会長の選出	3
議事	
1 越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について（諮問事項）	4
・ 「診療費等」及び「診断書等の手数料」の改定(案)	5
・ 近隣の公立病院との比較	6
・ 越谷市立病院の診療費等に関する条例	8
2 越谷市病院事業の概要について（報告事項）	10



# 市立病院運営審議会委嘱者名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名	選出区分	選出団体	備考
1	トサカ カオル 登坂 薫	第1号委員 (医師代表)	市医師会	登坂耳鼻咽喉科医院
2	ハラ スナオ 原 直	〃	〃	ハラクリニック
3	オオコシ キョウジ 大越 恭二	〃	〃	大越医院
4	サメジマ ヒロタケ 鮫島 弘武	〃	〃	さめしま整形外科
5	マツモト ヨシヒサ 松本 佳久	〃	〃	松本クリニック
6	マツダ シゲソウ 松田 繁三	〃	〃	松田整形外科
7	アサクラ タカハル 朝倉 隆晴	〃	〃	ひまわりクリニック
8	イチカワ ジュンジ 市川 純二	〃	〃	市川胃腸科外科病院
9	アマクサ タイリク 天草 大陸	〃	〃	リハビリテーション天草病院
10	オオサワ ショウタロウ 大沢 昌太郎	第2号委員 (受益者)	市自治会連合会	
11	タカハシ カズアキ 高橋 和明	〃	市PTA連合会	
12	ムラタ キイチ 村田 奇一	〃	越谷商工会議所	
13	カネムネ ミユキ 兼宗 美幸	〃	埼玉県立大学	
14	ツジ マスミ 辻 真須美	〃	市介護保険サービス事業者連絡協議会	
15	フジタ テルコ 藤田 照子	〃	市薬剤師会	
16	トバリ ジュンコ 戸張 純子	〃	市農業協同組合	
17	オガワ ケイスケ 小川 恵介	〃	市歯科医師会	小川歯科医院
18	ムラヤマ カツヨ 村山 勝代	〃	市民生委員・児童委員協議会	

○越谷市立病院運営審議会条例

昭和50年12月24日

条例第48号

改正 平成12年4月11日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市立病院運営審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市立病院の管理運営に関する基本計画の策定及び実施に関し、必要な調査、研究及び審議を行わせるため、越谷市立病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師を代表する者 9人以内

(2) 受益者 9人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、次の場合においてその都度開催する。

(1) 市長の諮問があつたとき。

(2) 建議のため委員の3分の1以上の委員より審議会の開催要求があつたとき。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市立病院事務部庶務課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が審議会にはかつて別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

## 会長の選出

○越谷市立病院運営審議会条例

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

会 長 \_\_\_\_\_ 様

副会長 \_\_\_\_\_ 様

## 1 越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について

1. 第2条第4号に規定する死体検案料の改定について
2. 第2条第8号に規定する特別病室を使用した場合の室料差額の改定について
3. 第2条第10号に規定するセカンドオピニオン相談に係る費用の改定について
4. 第3条に規定にする診断書等の手数料の改定について

これまで市立病院では、社会情勢の急激な変化を受けつつも、開院当初から定めた診療費等の金額について、地域医療連携の更なる推進を目的とした初診時選定療養費の改定(平成31年(2019年)1月より1,500円から2,900円に改定)を除き、料金改定を行わず、経営努力にて対応してきました。

しかしながら、少子高齢社会の進展に伴う診療報酬のマイナス改定のほか、給与費や材料費の増加等もあり、平成26年度(2014年度)以降、純損失が続いている状況にあります。また、本年10月より消費税率が引き上げられましたが、当院では消費税分を転嫁していないため、さらに厳しい病院経営を強いられることとなります。

一方、地方公営企業法では、料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとされています(第21条第2項)。

以上から、受益と負担の公平化とともに、病院経営の健全化を図るため、「診療費等」及び「診断書等の手数料」について、見直すことといたしました。

見直しにあたりましては、本市の「使用料等のあり方に関する基本方針(令和元年7月改定)」を参考として、算出根拠、考え方を整理し、近隣公立病院の額を踏まえ、検討することとし、また、消費税分を加味し算出することにしました。

見直しの結果、死体検案料、室料差額、セカンドオピニオン相談に係る費用、診断書等の手数料について、改定を検討しており、本審議会の答申案を作成していただくため、ご審議いただくものです。



網掛け部分が審議頂く  
箇所となります

## 「診療費等」及び「診断書等の手数料」の改定(案)

事例	診療費等・ 診断費等の手数料	額		
		現行(A)	改定案(B)	(B)-(A)
第2条	(1) 診療費	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)(以下これらを「診療報酬算定方法等」という。)により算定した額		
	(2) 健康診断料(乳児検診及び妊娠検診を含む。)	診療報酬算定方法等に基づく初診料の点数とし、1点の単価を15円とした額		
	(3) エックス線撮影その他の検査料	診療報酬算定方法等に基づく点数とし、1点の単価を15円とした額		
	(4) 死体検案料	1件につき6,000円	1件につき6,500円	+500
	(5) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又はこれに相当する法律の適用を受ける者の診療に要した費用	労働基準局長が指示した額		
	(6) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受ける者の診療に要した費用	労働基準局長が指示した額		
	(7) 自費による受診者の診療に要した費用	診療報酬算定方法等に基づく点数等とし、点数の場合は1点の単価を20円とした額		
	(8) 特別病室を使用した場合の室料差額	使用した特別病室の種別に応じ、別表第1に定める額 →1日につき 特別病室A 14,000円(市内) 21,000円(市外) 特別病室B 7,000円(市内) 10,500円(市外) 特別病室C 4,500円(市内) 6,750円(市外)	使用した特別病室の種別に応じ、別表第1に定める額 →1日につき 特別病室A 15,000円(市内) 22,000円(市外) 特別病室B 7,500円(市内) 11,000円(市外) 特別病室C 5,000円(市内) 7,250円(市外)	+1,000 +1,000 +500 +500 +500
	(9) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第4号に規定する初診に要する額	2,900円		
	(10) セカンドオピニオン相談(他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談をいう。)に係る費用	1回につき相談時間30分以内は10,000円、30分を超えるときは10,000円に30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに5,000円を加算した額	1回につき相談時間30分以内は11,000円、30分を超えるときは11,000円に30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに5,500円を加算した額	+1,000 +500
(11) 市長が別に定める駐車場を使用した場合の使用料	別表第2に定める額 →外来受診者 無料 上記以外の者 1台につき1時間以内は無料とし、1時間を超え30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに100円			
(12) 診療上特に費用を要するもの	実費			
第3条	(1) 普通診断書	1通につき 1,000円(市内) 1,500円(市外)	1通につき 1,500円(市内) 2,000円(市外)	+500
	(2) 特別診断書	1通につき 2,500円(市内) 3,500円(市外)	1通につき 3,500円(市内) 4,500円(市外)	+1,000
	(3) 死亡診断書	1通につき 1,000円(市内) 1,500円(市外)	1通につき 1,500円(市内) 2,000円(市外)	+500
	(4) 特別死亡診断書	1通につき 2,500円(市内) 3,500円(市外)	1通につき 3,500円(市内) 4,500円(市外)	+1,000
	(5) 諸証明書	1通につき 1,000円(市内) 1,500円(市外)	1通につき 1,500円(市内) 2,000円(市外)	+500

## 近隣の公立病院との比較

令和元年10月1日現在

※越谷市立病院:改定額(案)

### ① 死体検案料(第2条第4号)

	越谷市立病院	さいたま市立病院	川口市立医療センター	草加市立病院	春日部市立医療センター
死体検案料	6,500円	5,500円	16,500円	6,600円	5,500円

### ② 特別病室を使用した場合の室料差額(第2条第8号)

#### 越谷市立病院

種別	使用料(1日につき)	
	市内	市外
特別病室A	15,000円	22,000円
特別病室B	7,500円	11,000円
特別病室C	5,000円	7,250円

#### さいたま市立病院

種別	使用料(1日につき)	
	市内	市外
特別A室	11,000円	16,500円
特別B室	3,300円	4,950円

※新病院開院に伴い、市内：11,000円～30,000円、市外：16,500円～49,500円  
(令和元年12月29日施行)

#### 川口市立医療センター

種別	使用料(1日につき)	
	市内	市外
特別室	16,500円	19,800円
1人室	13,200円	15,800円

#### 草加市立病院

種別	使用料(1日につき)	
	市内	市外
特別室	14,300円	17,600円
個室	A	11,000円
	B	7,700円
	C	5,500円
		6,600円

#### 春日部市立医療センター

種別	使用料(1日につき)	
	市内	市外
特別室	12,650円	16,390円
個室A	1床室	8,800円
個室B		8,800円
個室C		4,400円
		5,720円

③ セカンドオピニオン相談に係る費用（第2条第10号）

越谷市立病院	さいたま市立病院	川口市立医療センター	春日部市立医療センター
30分以内 11,000円 30分超過 5,500円	30分以内 11,000円 最大60分で22,000円	30分以内 11,000円 最大60分で16,500円	60分以内 11,000円 30分超過 +5,500円

※ 草加市立病院はセカンドオピニオン外来を自費で実施しておらず、通常の外来診療として保険診療を実施。

④ 診断書等の手数料（第3条）

種別		越谷市立病院	さいたま市立病院	川口市立医療センター	草加市立病院	春日部市立医療センター
普通診断書	市内	1,500円	1,650円	1,100円	1,100円	1,650円
	市外	2,000円				2,140円
特別診断書	市内	3,500円	3,300円	3,300円	4,950円	3,300円
	市外	4,500円				4,290円
死亡診断書	市内	1,500円	2,200円	2,200円	1,100円	2,200円
	市外	2,000円				2,860円
特別死亡診断書	市内	3,500円	3,300円	3,300円	4,950円	7,700円
	市外	4,500円				10,010円
諸証明書	市内	1,500円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	市外	2,000円				1,430円

## 越谷市立病院の診療費等に関する条例（抜粋）

昭和50年12月24日条例第49号

（目的）

第1条 この条例は、越谷市立病院（以下「病院」という。）の診療費その他の費用（以下「診療費等」という。）及びその徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

（診療費等）

第2条 診療を受ける者（以下「受診者」という。）又は病院を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定めるところにより、診療を受け、又は利用した際、診療費等を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に指定する納期限までに納付することができる。

（1）診療費 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）（以下これらを「診療報酬算定方法等」という。）により算定した額

（2）健康診断料（乳児検診及び妊娠検診を含む。） 診療報酬算定方法等に基づく初診料の点数とし、1点の単価を15円とした額

（3）エックス線撮影その他の検査料 診療報酬算定方法等に基づく点数とし、1点の単価を15円とした額

（4） 死体検案料 1件につき6,000円

（5）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又はこれに相当する法律の適用を受ける者の診療に要した費用 労働基準局長が指示した額

（6）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける者の診療に要した費用 労働基準局長が指示した額

（7）自費による受診者の診療に要した費用 診療報酬算定方法等に基づく点数等とし、点数の場合は1点の単価を20円とした額

（8）特別病室を使用した場合の室料差額 使用した特別病室の種別に応じ、別表第1に定める額

（9）厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に要する額  
2,900円

(10) セカンドオピニオン相談（他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談をいう。）に係る費用 1回につき相談時間30分以内は10,000円、30分を超えるときは10,000円に30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに5,000円を加算した額

(11) 市長が別に定める駐車場を使用した場合の使用料 別表第2に定める額

(12) 診療上特に費用を要するもの 実費

(診断書等の手数料)

第3条 診断書その他の文書（以下「診断書等」という。）の交付を受けようとする者は、診断書等の交付申請の際、次の各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 普通診断書 1通につき 1,500円

(2) 特別診断書 1通につき 3,500円

(3) 死亡診断書 1通につき 1,500円

(4) 特別死亡診断書 1通につき 3,500円

(5) 諸証明書 1通につき 1,500円

2 市長は、市内に住所を有する者の診断書等の手数料について、前項第1号、第3号及び第5号にあつては500円を、第2号及び第4号にあつては1,000円をそれぞれ減額するものとする。

別表第1（第2条関係）

種別	金額（1日につき）	
	市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
特別病室A	円 14,000	円 21,000
特別病室B	7,000	10,500
特別病室C	4,500	6,750

議事2 越谷市病院事業の概要について（報告事項）

業務概要

➤ 入院

項目	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度
延患者数 (人)	129,820	125,235	121,742	123,556	119,718
1日平均患者数 (人)	355.7	343.1	333.5	337.6	328.0
平均在院日数 (日)	13.1	13.1	13.1	13.4	13.6
1日1人当り収益 (円)	53,610	53,824	53,224	52,999	53,225
実病床稼働率 (%)	82.3	82.4	76	75.9	73.7

➤ 外来

項目	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度
延患者数 (人)	224,750	227,787	233,364	245,661	254,167
1日平均患者数 (人)	921.1	933.6	960.3	1,011.0	1,041.7
1日1人当り収益 (円)	12,184	12,056	11,522	11,077	10,612

➤ 救急

項目	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度
救急外来患者数 (人)	10,005	10,580	10,475	11,106	10,371
救急車搬入患者数 (人)	3,839	3,998	4,199	3,990	3,503

➤ 紹介

項目	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度
紹介率 (%)	52.1	46.0	43.3	39.3	42.9
紹介患者数 (人)	11,526	10,229	9,582	10,009	9,665
FAX連携(全体) (人)	2,425	2,197	2,164	2,027	2,069
FAX連携(市内) (人)	1,966	1,768	1,688	1,657	1,599

※平成26年度より紹介率は新基準により計算している。

➤ 収 支

(単位:千円)

科 目	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度
病院事業収益	11,123,642	10,887,659	10,572,091	10,703,973	10,524,864
医業収益	10,643,823	10,404,550	10,056,723	10,145,710	9,922,359
入院収益	6,959,740	6,740,657	6,479,583	6,548,314	6,371,948
外来収益	2,738,545	2,746,126	2,688,885	2,721,178	2,697,200
その他	945,538	917,767	888,255	876,218	853,211
(内 繰入金)	(750,000)	(730,000)	(700,000)	(670,000)	(630,000)
医業外収益他	479,819	483,109	515,368	558,263	602,505
(内 繰入金)	(350,000)	(370,000)	(400,000)	(430,000)	(470,000)
病院事業費用	11,221,212	11,169,928	10,706,605	10,847,192	10,600,798
医業費用	11,103,250	11,041,278	10,572,024	10,695,879	10,296,423
給与費	6,348,602	6,378,950	6,190,362	6,204,055	6,069,635
材料費	2,505,187	2,491,185	2,288,297	2,366,170	2,225,645
その他	2,249,461	2,171,143	2,093,365	2,125,654	2,001,143
医業外費用他	117,962	128,650	134,581	151,313	304,375
純利益(損失)	△ 97,570	△ 282,269	△ 134,514	△ 143,219	△ 75,934
繰入金合計	(1,100,000)	(1,100,000)	(1,100,000)	(1,100,000)	(1,100,000)